



2025年12月11日

各 位

会社名 ラクスル株式会社
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央
(コード:4384、東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 グループ CFO 杉山 賢
(TEL. 03-6629-4893)

R1株式会社によるラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

R1株式会社は、本日、ラクスル株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、R1株式会社（公開買付者）が、ラクスル株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年12月11日付「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年12月11日

各 位

会 社 名 R1 株式会社
代表者名 代表取締役 糸木 悠

ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

R1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年12月11日、ラクスル株式会社（証券コード：4384、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。以下同じです。以下「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して「対象者株券等」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、R パートナーズ合同会社（以下「R パートナーズ」といいます。）及び West Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といいます。）がそれぞれその持分の 11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有する R3 株式会社の完全子会社である R2 株式会社（以下 R3 株式会社を「公開買付者祖父母会社」といいます。R2 株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の対象者株券等を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、R パートナーズ及び West Street Asia Equity Partners は、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

乃木坂ホールディングス及び R パートナーズは、米国デラウェア州法に基づき設立されニューヨーク証券取引所に上場しているザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下同社を中心とするグループを「ゴールドマン・サックス」といいます。）によって投資の目的で日本法に基づき組成された合同会社であり、また West Street Asia Equity Partners はケイマン諸島法に基づき設立された Limited Liability Company であり、いずれもゴールドマン・サックスが間接的にその持分の全てを所有しています。

今般、公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち、譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって公開買付対象者の役員と利益を共通にするものである公開買付けを含みます。）をいいます。

本公開買付けに際し、GS SPC は、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループ CEO であり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100 株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670 個（目的となる株式数：1,057,000 株、所有割合：1.77%））（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550 株（ただし、本譲渡制限付株式 18,250 株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700 個（目的となる株式数：940,000 株、所有割合：1.58%））（注4）

との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する対象者株式 1,011,100 株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（900 個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式 180,000 株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式 7,299,300 株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（4,700 個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注 5）により同氏が取得する対象者株式 940,000 株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第 18 回新株予約権（8,770 個）（目的となる株式数：877,000 株）を本公開買付けの開始日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社及び松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社の合計で議決権比率 50.0% となる株式出資すること等を合意しております。本公開買付契約の詳細については、本公開買付けに係る公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付契約」をご参照ください。

(注 2) 「所有割合」とは、(i) 対象者が 2025 年 12 月 11 日に公表した「2026 年 7 月期 第 1 四半期決算短信【日本基準】(連結)」（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 10 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（59,324,511 株）から、(ii) 対象者第 1 四半期決算短信に記載された 2025 年 10 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,385,168 株）を控除した株式数（57,939,343 株）に、(iii) 対象者が 2025 年 12 月 5 日に公表した「事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式（67,700 株）、(iv) 対象者が 2025 年 12 月 5 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式（9,400 株）、(v) 対象者より報告を受けた 2025 年 11 月 1 日以降本日までに新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式（33,318 株）及び(vi) 対象者より報告を受けた本日現在残存し、同日現在行使可能な第 12 回新株予約権 5,935 個、第 13 回新株予約権 9,537 個、第 14 回新株予約権 1,375 個、第 16 回新株予約権 12,897 個、第 17 回新株予約権 21,215 個、第 19 回新株予約権 16,349 個、第 20 回新株予約権 14,089 個及び第 22 回新株予約権 8,669 個の目的となる対象者株式の数（1,554,293 株）を加えた株式数（59,604,054 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

(注 3) 永見氏は、永見氏が所有する対象者株式 1,011,100 株のうち、(i) 422,500 株（所有割合：0.71%）を、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権として大和証券に担保として提供しており、(ii) 265,600 株（所有割合：0.45%）を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権としてみずほ銀行に担保として提供しておりますが（以下、(i) 及び(ii) の担保を総称して「本担保（永見氏）」といい、本担保（永見氏）として提供された株式を総称して「本担保付株式（永見氏）」といいます。）、永見氏は、本公開買付契約において、本担保付株式（永見氏）については本担保（永見氏）を解除したうえで、本公開買付けに応募する義務を負担しております。

(注 4) 松本氏は、松本氏が所有する対象者株式 7,317,550 株のうち、(i) 2,588,300 株（所有割合：4.34%）を、野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供しており、(ii) 4,620,300 株（所有割合：7.75%）を、本日以降、遅くとも 2025 年 12 月 19 日までに、野村信託銀行が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供する予定ですが（以下、(i) 及び(ii) の担保を総称して「本担保（松本氏）」といい、本担保（松本氏）として提供された株式を総称して「本担保付株式（松本氏）」といいます。）、松本氏は、本公開買付契約において、本担保付株式（松本氏）については本担保（松本氏）を解除したうえで、本公開買付けに応募する義務を負担しております。

(注5) 永見氏及び対象者は、対象者から永見氏への金銭貸付けを実施することにより第12回新株予約権及び第14回新株予約権(900個)の行使のために必要な行使価額全額を賄うことについて合意しており、松本氏及び対象者は、対象者から松本氏への金銭貸付けを実施することにより第12回新株予約権及び第14回新株予約権(4,700個)の行使のために必要な行使価額全額を賄うことについて合意しております。

(注6) 対象者から2025年12月11日現在現存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

| 本新株予約権の名称 | 2025年12月11日現在の個数(個) | 目的となる対象者株式の数(株) |
|-----------|---------------------|-----------------|
| 第12回新株予約権 | 5,935 | 1,187,000 |
| 第13回新株予約権 | 9,537 | 19,074 |
| 第14回新株予約権 | 1,375 | 275,000 |
| 第16回新株予約権 | 19,562 | 19,562 |
| 第17回新株予約権 | 44,273 | 44,273 |
| 第18回新株予約権 | 8,770 | 877,000 |
| 第19回新株予約権 | 49,395 | 49,395 |
| 第20回新株予約権 | 62,642 | 62,642 |
| 第21回新株予約権 | 2,700 | 270,000 |
| 第22回新株予約権 | 79,853 | 79,853 |
| 第23回新株予約権 | 129,090 | 129,090 |
| 計 | 413,132 | 3,012,889 |

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称 ラクスル株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

イ 2020年6月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第12回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年11月1日から2027年7月2日まで)

ロ 2022年11月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年12月6日から2027年12月5日まで)

ハ 2022年11月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年11月1日から2027年12月5日まで)

ニ 2023年4月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年5月30日から2028年5月29日まで)

ホ 2023年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月3日まで)

ヘ 2023年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2028年11月1日から2038年12月3日まで)

ト 2024年4月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年5月30日から2029年5月29日まで)

で)

- チ 2024年11月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第20回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年12月4日から2029年12月3日まで）
- リ 2024年12月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第21回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年11月1日から2035年1月9日まで）
- ヌ 2025年4月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第22回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月30日から2030年5月29日まで）
- ル 2025年11月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第23回新株予約権」とい、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第16回新株予約権、第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権、第21回新株予約権、第22回新株予約権及び第23回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年12月5日から2030年12月4日まで）

（3） 買付け等の期間

2025年12月12日（金曜日）から2026年2月4日（水曜日）まで（33営業日）

（4） 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、1,710円
- ② 新株予約権
 - イ 第12回新株予約権1個につき、金1円
 - ロ 第13回新株予約権1個につき、金1円
 - ハ 第14回新株予約権1個につき、金1円
 - ニ 第16回新株予約権1個につき、金1円
 - ホ 第17回新株予約権1個につき、金1円
 - ヘ 第18回新株予約権1個につき、金1円
 - ト 第19回新株予約権1個につき、金1円
 - チ 第20回新株予約権1個につき、金1円
 - リ 第21回新株予約権1個につき、金1円
 - ヌ 第22回新株予約権1個につき、金1円
 - ル 第23回新株予約権1個につき、金1円

（5） 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|-------------|----------|
| 61,062,650株 | 39,699,100株 | 一株 |

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（39,699,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（39,699,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株式の最大数である 61,062,650 株を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 対象者第1四半期決算短信に記載された 2025 年 10 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (59,324,511 株) から、(ii) 対象者第1四半期決算短信に記載された 2025 年 10 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (1,385,168 株) を控除した株式数 (57,939,343 株) に、(iii) 対象者が 2025 年 12 月 5 日に公表した「事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式 (67,700 株)、(iv) 対象者が 2025 年 12 月 5 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式 (9,400 株)、(v) 対象者より報告を受けた 2025 年 11 月 1 日以降本日までに新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式 (33,318 株) 及び (vi) 対象者より報告を受けた本日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数 (3,012,889 株) を加算した株式数になります。なお、対象者より報告を受けた本日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数には、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第 16 回新株予約権 6,665 個の目的である対象者株式 (6,665 株)、第 17 回新株予約権 23,058 個の目的である対象者株式 (23,058 株)、第 18 回新株予約権 8,770 個の目的である対象者株式 (877,000 株)、第 19 回新株予約権 33,046 個の目的である対象者株式 (33,046 株)、第 20 回新株予約権 48,553 個の目的である対象者株式 (48,553 株)、第 21 回新株予約権 2,700 個の目的である対象者株式 (270,000 株)、第 22 回新株予約権 71,184 個の目的である対象者株式 (71,184 株)、及び第 23 回新株予約権 129,090 個の目的である対象者株式 (129,090 株) が含まれております。

(6) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

(7) 決済の開始日

2026 年 2 月 12 日 (木曜日)

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関する公開買付者が 2025 年 12 月 12 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手段を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。